

佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター利用料助成事業



ひとり親等家庭の方が、佐倉市ファミリーサポートセンターを利用した際に、その費用の一部を助成する事業です。

○対象となる方 ※所得の制限があります。

佐倉市ファミリーサポートセンターの会員であり、佐倉市に住所を有するひとり親家庭等の方。

○助成額

ファミリーサポートセンターの利用料の半額を助成します。

※ 上限は1か月あたり2万円です。

※ 交通費、食事代、おやつ代等の実費負担分やキャンセル料は対象外です。

※ 10円未満の端数は切り捨てます。

○利用料の助成を受けるには？

①こども保育課に事前登録します。※年1回(10月頃)の登録更新が必要です。

②事前登録が完了したら、登録申請をした日(消印有効)から助成の対象となります。

②サポートの利用後、利用月の翌月1日以降から申請を行えます。

※受給資格がなくなった場合は、必ず届出をしてください。資格がない状態で、助成金の支給を受けた場合、助成金をさかのぼって返還していただきます。

⇒裏面へ

～登録から利用までの流れ～

1. 事前登録を行う

- A. 『児童扶養手当証書』
- B. 『佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格認定通知書』
- C. 『ひとり親家庭等医療費等助成受給券』のいずれかを…

持っている

2. 提出書類

- ① 佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録申請書
- ② 佐倉市ファミリーサポートセンターの会員であることを証明するもの(会員証の写しなど)
- ③ 上記A・B・Cのいずれかの写し

持っていない

2. 提出書類

- ① 佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録申請書
- ② 佐倉市ファミリーサポートセンターの会員であることを証明するもの(会員証の写しなど)
- ③ 申請者及びその養育する児童の戸籍謄本又は抄本
- ④ 世帯全員の住民票の写し
- ⑤ 申請者及びその配偶者又は扶養義務者で当該申請者と生計を同じくするものの前年の所得の状況を証する書類

こども保育課へ提出。(郵送可)

登録完了。登録申請日(消印有効)から助成対象となります。

3. 助成金の申請方法

【提出書類】①利用料助成金支給申請書 ②相互援助活動の写し(提供会員さんから月々受け取る報告書)をこども保育課へ。

※ 利用後 1 か月分ごとに申請していただきます。

※ 申請は利用月の翌月 1 日以降から行え、申請期間は利用した年度の翌年度末までです。(例:R8年4月利用分→R10年3月末まで)

各申請書は、こども保育課又はファミリーサポートセンターの窓口にございます。佐倉市ホームページからダウンロードも可能です。

